

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の税率

(令和4年度税制改正)

I 法人県民税

1 均等割

法人の区分	税率*1*2
資本金等の額*3が50億円超の法人	年額 840,000円 (40,000円)
資本金等の額が10億円超50億円以下の法人	年額 567,000円 (27,000円)
資本金等の額が1億円超10億円以下の法人	年額 136,500円 (6,500円)
資本金等の額が1千万円超1億円以下の法人	年額 52,500円 (2,500円)
(1) 公共法人及び公益法人等 (2) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) (3) 一般社団法人及び一般財団法人 (4) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金等の額を有しない法人 (5) 資本金等の額が1千万円以下の法人	年額 21,000円 (1,000円)

*1 事業年度が1年未満の場合は、月割計算(1月に満たないときは1月、1月未満の端数は切り捨て)します。

*2 ()の金額は、年額のうちみんなの森づくり県民税相当額(標準税率の5%相当額)です。予定申告・中間申告にも適用されます。

*3 「法人税法に規定する資本金等の額から無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損填補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算した額」と「資本金及び資本準備金の合計額又は出資金の額」のいずれか大きい方の額をいいます。

2 法人税割

法人の区分	税率	
	平成26年10月1日から 令和元年9月30日まで に開始する事業年度	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度
(1) 資本金又は出資金の額が1億円超の法人 (2) 法人税割の課税標準額となる法人税額が年1千万円*4超の法人 (3) 保険業法に規定する相互会社 上記以外の法人	4.0% (超過税率)	1.8% (超過税率)
	3.2%	1.0%

*4 事業年度が1年未満の場合は、月割計算(1月に満たない端数は切り上げ)します。

II 法人事業税

1 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(所得等課税事業)を行う法人

◆ 普通法人, 特別法人

法人等の区分			課税標準	税率	
				平成26年10月1日から 令和元年9月30日まで に開始する事業年度	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度
普通法人 (外形標準課税 対象法人を除く)	軽減税率 適用法人	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%
			年400万円超800万円以下の所得	5.1%	5.3%
			年800万円超の所得	6.7%	7.0%
	軽減税率 不適用法人*5	所得割	所得	6.7%	7.0%
特別法人 (農業協同組合, 信用金庫, 医療法人等)	軽減税率 適用法人	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%
			年400万円超の所得	4.6%	4.9%
		軽減税率 不適用法人	所得割	所得	4.6%

*5 3以上の都道府県に事務所・事業所を設置する法人で、資本金又は出資金の額が1千万円以上の法人をいいます。(以下同じ。)

◆ 外形標準課税対象法人(普通法人のうち資本金又は出資金の額が1億円超の法人)

法人等の区分		課税標準	税率			
			平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで に開始する事業年度	平成28年4月1日から 令和元年9月30日まで に開始する事業年度	令和元年10月1日から 令和4年3月31日まで に開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する 事業年度
軽減税率 適用法人	所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%	軽減税率 廃止
		年400万円超800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%	
		年800万円超の所得	3.1%	0.7%	1.0%	
	付加価値割	付加価値額	0.72%	1.2%		
	資本割	資本金等の額	0.3%	0.5%		
軽減税率 不適用法人	所得割	所得	3.1%	0.7%	1.0%	1.0%
	付加価値割	付加価値額	0.72%	1.2%		1.2%
	資本割	資本金等の額	0.3%	0.5%		0.5%

2 地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（収入金額課税事業）を行う法人
 【電気供給業のうち送配電事業，ガス供給業のうち導管ガス供給業*6，保険業，貿易保険業を行う法人】

事業税の区分	課税標準	税率	
		平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
収入割	収入金額	0.9%	1.0%

*6 ガス事業法に規定する一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業をいいます。

3 地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（収入金額等課税事業）*7を行う法人
 【電気供給業のうち小売電気事業等*8，発電事業等*9，特定卸供給事業*10を行う法人】

法人等の区分	課税標準	税率	
		令和2年4月1日以後に開始する事業年度	
資本金又は出資金の額が1億円超の法人	収入割	収入金額	0.75%
	付加価値割	付加価値額	0.37%
	資本割	資本金等の額	0.15%
上記以外の法人	収入割	収入金額	0.75%
	所得割	所得	1.85%

*7 令和2年3月31日までに開始する事業年度については、いずれの法人も収入割のみによる課税になります。（税率は2に同じ。）

*8 電気事業法に規定する小売電気事業及び他の者の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法に規定する一般送配電事業，特定送配電事業，発電事業及び発電事業に準ずる事業に該当する部分を除く。）をいいます。

*9 電気事業法に規定する発電事業及び自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。

なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（小売電気事業，一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。）を含みます。

*10 電気事業法に規定する特定卸供給事業をいいます。

4 地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人
 【ガス供給業のうち特定ガス供給業*11*12を行う法人】

事業税の区分	課税標準	税率	
		令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
収入割	収入金額	0.48%	
付加価値割	付加価値額	0.77%	
資本割	資本金等の額	0.32%	

*11 令和4年3月31日までに開始する事業年度については、いずれの法人も収入割のみによる課税になります。（税率は2に同じ。）

*12 ガス供給業のうち、導管ガス供給業以外の事業でガス事業法に規定するガス製造事業者（特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用するものに限る。）が行うものをいいます。

III 特別法人事業税

事業等の区分*13	課税標準	税率	
		令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
所得等課税事業	普通法人	標準税率で計算した所得割額	37.0%
	特別法人	標準税率で計算した所得割額	34.5%
	外形標準課税対象法人	標準税率で計算した所得割額	260.0%
収入金額課税事業		標準税率で計算した収入割額	30.0%
収入金額等課税事業		標準税率で計算した収入割額	40.0%
特定ガス供給業		標準税率で計算した収入割額	62.5%

*13 事業等の区分は、II 法人事業税の区分と同じです。

○ お問合せ・申告書の提出先

機関名	電話番号	郵便番号	所在地	管轄市町村
鹿児島地域振興局課税課	099-805-7220, 7221 7222, 7470	892-8520	鹿児島市小川町3-56	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村
南薩地域振興局県税課	0993-52-1317	897-0031	南さつま市加世田東本町8-13	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
北薩地域振興局県税課	0996-25-5205	895-8501	薩摩川内市神田町1-22	阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町
始良・伊佐地域振興局県税課	0995-63-8126	899-5212	始良市加治木町諏訪町12	霧島市，伊佐市，始良市，湧水町
大隅地域振興局県税課	0994-52-2097	893-0011	鹿屋市打馬二丁目16-6	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町
熊毛支庁県税課	0997-22-0006	891-3192	西之表市西之表7590	西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町
大島支庁県税課	0997-57-7229	894-8501	奄美市名瀬永田町17-3	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町